

新型インフルエンザ対策 行動計画の目的

県は、県民の生命を第一に考え、次の目的を実現するための対策を実施します。

1

- ・ 流行を可能な限り遅らせ、感染者数を低く抑える

2

- ・ 新たなワクチンが製造・供給されるまでの時間を稼ぐ

3

- ・ 健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる

対策の基本的な考え方

1

- ・ 県の危機管理指針に基づく組織体制で臨む

2

- ・ 対策は、ウイルスの特性等に応じ、速やかに変更する

3

- ・ 対策は、その効果、社会等への影響、人権等に配慮し、迅速に決定する

4

- ・ 情報収集・分析、対策の策定は、危機管理部門、公衆衛生部門の実務者で対応する

対策推進のための役割分担

本庁

- ・危機管理部局・公衆衛生部局・その他の部局で役割を分担し、全庁を挙げて対策に取り組む

地域 県民局

- ・地域連携部、保健所、その他の部で役割を分担し、局全体を挙げて対策に取り組む

その 他

- ・市町村、医療機関、事業者、県民もそれぞれの役割を担っていく